

地方公共団体金融機構法第 36 条 第 3 項に基づく説明書類

事業年度 自 平成31年 4 月 1 日
(第 12 期) 至 令和 2 年 3 月31日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】

【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	2
3【事業の内容】	4
4【従業員の状況】	8
第2【事業の状況】	9
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2【事業等のリスク】	32
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	35
4【経営上の重要な契約等】	54
第3【設備の状況】	55
1【設備投資等の概要】	55
2【主要な設備の状況】	55
3【設備の新設、除却等の計画】	55
第4【機構の状況】	56
1【出資金等の状況】	56
2【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】	57
(2)【役員の状況】	60
(3)【監査の状況】	61
(4)【役員の報酬等】	62
第5【経理の状況】	62
【財務諸表等】	63
(1)【財務諸表】	63
①【貸借対照表】	63
②【損益計算書】	64
③【純資産変動計算書】	65
④【キャッシュ・フロー計算書】	67
⑤【附属明細書】	85
(2)【決算報告書】	89
(3)【主な資産及び負債の内容】	92
(4)【その他】	92
第6【機構の参考情報】	92
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	地方公共団体金融機構法第 36 条第 3 項に基づく説明書類
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【事業年度】	第 12 期（自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 瀧 野 欣 彌
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 御 給 健 治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 御 給 健 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万円、人)

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
経常収益	407,972	376,497	347,476	318,863	289,727
経常利益	168,933	160,213	151,976	139,434	129,063
当期純利益	30,197	27,878	26,111	23,179	25,767
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	216,187	241,082	267,427	295,191	323,896
総資産額	24,643,371	24,786,267	24,755,829	24,589,199	24,346,700
営業活動による キャッシュ・フロー	174,764	277,268	286,997	528,254	△33,493
投資活動による キャッシュ・フロー	434,642	68,789	△4,467	△10,427	△186,546
財務活動による キャッシュ・フロー	△297,006	△196,442	△395,988	△395,144	△93,003
現金及び現金同等物の 期末残高	711,611	861,226	747,767	870,480	557,437
職員数	87	91	88	87	84

- (注) 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。
3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【沿革】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 号）第 5 条の規定による機構法の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を変更しました。

公庫及び機構の沿革は、それぞれ次のとおりです。

(1) 公営企業金融公庫

年月	事 項
昭和 32 年 6 月	公営企業金融公庫法に基づき設立(6 月 1 日)
昭和 35 年 11 月	農林漁業金融公庫の委託に基づく貸付（「受託貸付」）を開始
昭和 41 年 4 月	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年 9 月	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年 4 月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 (公営競技納付金制度の創設、公営企業健全化基金の設置)
昭和 47 年 6 月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和 53 年 5 月	公営企業金融公庫法の一部改正 (一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）が貸付対象に追加)
昭和 59 年 3 月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成 元年 6 月	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年 6 月	臨時特別利率制度を創設
平成 9 年 9 月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事(1 名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会の設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3 年間で廃止))
平成 13 年 4 月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成 13 年 6 月	特殊法人等改革基本法成立
平成 13 年 12 月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成 14 年 12 月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成 20 年度の公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成 18 年 5 月	行政改革推進法成立
平成 18 年 6 月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成 18 年 10 月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出

平成 19 年 5 月	機構法成立
平成 19 年 6 月	地方公共団体財政健全化法成立
平成 20 年 10 月	機構法に基づき解散(10 月 1 日)

(2) 地方公共団体金融機構

年月	事 項
平成 20 年 8 月	機構法に基づき「地方公営企業等金融機構」(Japan Finance Organization for Municipal Enterprises) が設立(8 月 1 日)
平成 20 年 10 月	公庫の解散に伴い、公庫の権利及び義務を承継して業務開始(10 月 1 日)
平成 21 年 6 月	機構法の一部改正に伴い、「地方公共団体金融機構」へ改組(6 月 1 日)
平成 24 年 2 月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成 28 年 1 月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制を導入

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保が付与されている地方公共団体金融機構債の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしています。

令和元年度貸付額 1兆6,647億円、令和元年度末貸付金残高 23兆3,996億円

令和元年度債券発行額 1兆6,981億円、令和元年度末債券発行残高 20兆176億円

(注) 債券発行に係る金額は発行価額ベースです。

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されています。

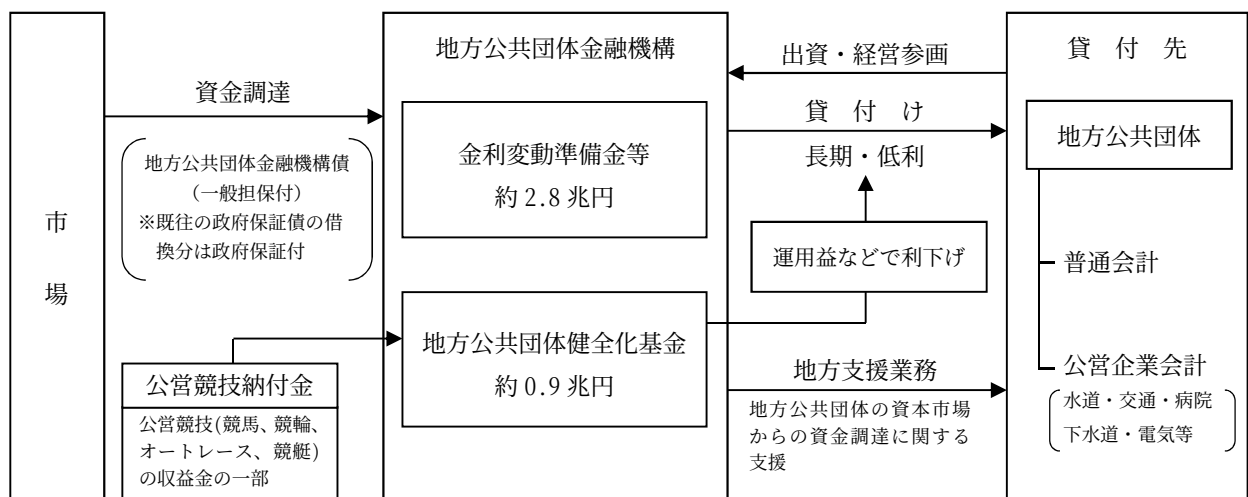
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等の借換え時に生じる金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けています。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和元年度末現在)

(2) 業務の概要

①貸付業務

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体です。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組に伴い、従来、主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、貸付対象事業を追加してきました。

年度	追加した事業等
平成 21 年度	地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債
平成 22 年度	社会福祉施設整備事業
平成 23 年度	公共事業等、旧緊急防災・減災事業（平成 24 年度同意債で終了）、一般事業（出資金・貸付金、負担金）
平成 24 年度	学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）、電気事業（太陽光発電）
平成 25 年度	全国防災事業（平成 27 年度同意債で終了）、緊急防災・減災事業
平成 26 年度	一般廃棄物処理事業
平成 27 年度	公共施設最適化事業（平成 28 年度同意債で終了）
平成 28 年度	一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）
平成 29 年度	公共施設等適正管理推進事業
平成 30 年度	過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）
令和元年度	緊急自然災害防止対策事業、過疎対策事業（診療施設）

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応してまいります。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しています。

一般貸付は貸付期間等によって、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」、当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫からの委託に基づいて、地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

(貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、従来の特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業や臨時財政対策債については、基準利率よりも低利な機構特別利率が適用されます。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としており、現在、機構特別利率（特別利率及び臨時特別利率を含む。）は、財政融資資金の利率と同水準となっています。

（償還期限）

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方公共団体のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業については償還期限を最長で 40 年に延長しています。

（貸付けの審査体制）

当機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、貸付前・貸付時・貸付後に、それぞれ必要な審査を適切に実施しています。

・貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じて都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

・貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

・貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

（公営競技納付金等による利下げ）

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源を充てています。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しています。

②地方支援業務

当機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担っています。この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、財政の健全性の確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しています。具体的には、以下の3つの分野で地方公共団体のニーズに即した支援を提供しています。

（調査研究）

地方公共団体の財政運営や地域金融等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど地方公共団体に還元しています。

（人材育成・実務支援）

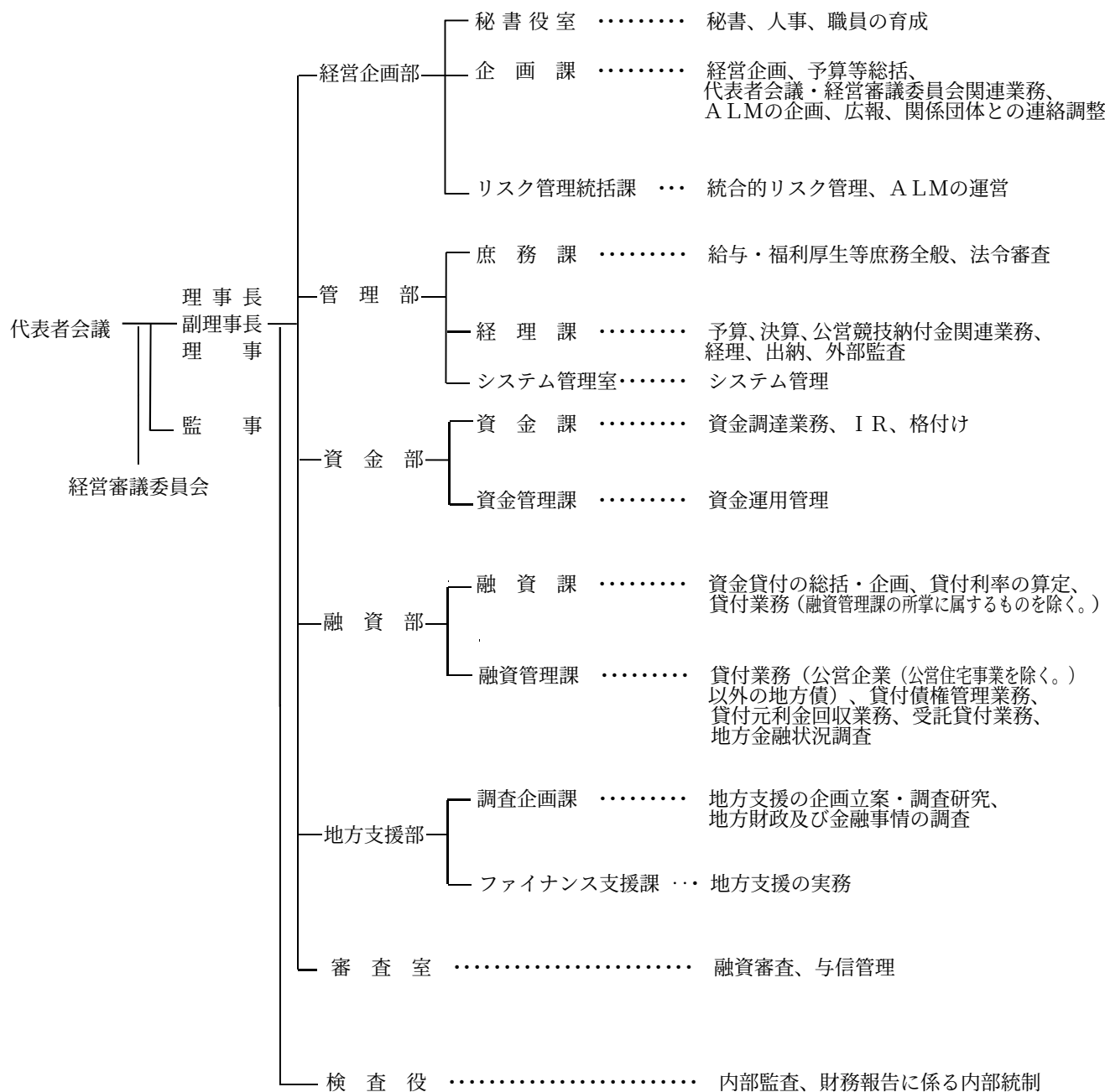
地方公共団体の職員が、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、金融知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が個別の財政運営における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供しています。

（情報発信）

地方公共団体が財政運営を行う際に有益な情報について、ホームページで提供するなど効果的に情報発信しています。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和2年3月31日現在）



4 【従業員の状況】

令和2年3月31日現在における当機構の職員数は、84人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える当機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一步を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成30年3月）。

経 営 理 念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和2年度事業実施方針、令和2年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和2年度事業実施方針

令和2年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について、調査研究や支援を行う。

その際、機構が地方共同法人として地方公共団体とともに発展することを目指すという視点の下、首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて対話を行うことにより、機構に対する理解の促進や地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、地方の政策ニーズを機構の貸付及び地方支援業務等に的確に反映するよう取り組む。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和2年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等）や住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（過疎対策事業等）、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和2年度貸付計画の概要

令和2年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,221 億円、東日本大震災分 4 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600 億円を計上する（令和元年度貸付計画額 16,600 億円と同額。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業、

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

このうち、公共施設等適正管理推進事業については、新たに市町村役場機能緊急保全事業を貸付対象に加え、また、過疎対策事業については、全事業を貸付対象に加える。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続きの更なる簡素化等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言機能の充実を図る。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和2年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) ×100	【参考】 令和2年度 地方債計画 計上額
一般会計債	公共事業等	349	485	△136	△28.0	286
	公営住宅事業	125	155	△30	△19.4	124
	学校教育施設等整備事業	108	200	△92	△46.0	56
	社会福祉施設整備事業	97	132	△35	△26.5	92
	一般廃棄物処理事業	141	144	△3	△2.1	55
	一般事業	71	84	△13	△15.5	80
	地域活性化事業	98	104	△6	△5.8	86
	防災対策事業	148	153	△5	△3.3	138
	地方道路等整備事業	244	257	△13	△5.1	290
	合併特例事業	870	822	48	5.8	879
	緊急防災・減災事業	1,260	1,099	161	14.6	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	664	532	132	24.8	939
	緊急自然災害防止対策事業	751	252	499	198.0	1,007
	過疎対策事業	410	207	203	98.1	655
	計	5,336	4,626	710	15.3	6,365
臨時財政対策債		4,330	4,538	△208	△4.6	4,145
(一般会計債等分 計)		9,666	9,164	502	5.5	10,510
公営企業債	水道事業(上水道)	1,863	1,825	38	2.1	2,176
	水道事業(簡易水道)	96	106	△10	△9.4	112
	交通事業(一般交通)	28	17	11	64.7	34
	交通事業(都市高速鉄道)	247	221	26	11.8	300
	病院事業	1,041	1,144	△103	△9.0	1,087
	下水道事業	3,400	3,847	△447	△11.6	3,747
	工業用水道事業	82	87	△5	△5.7	101
	電気事業	43	41	2	4.9	52
	ガス事業	21	24	△3	△12.5	26
	介護サービス事業	11	14	△3	△21.4	12
	市場事業	73	75	△2	△2.7	33
	と畜場事業	1	3	△2	△66.7	1
	駐車場事業	2	2	0	0.0	3
	小計	6,908	7,406	△498	△6.7	7,684
	港湾整備事業	25	28	△3	△10.7	28
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1	2	△1	△50.0	3
	小計	26	30	△4	△13.3	31
計		6,934	7,436	△502	△6.8	7,715
計		16,600	16,600	0	0.0	18,225 (前年度比 △0.9%)

注1) 事業等名は、令和2年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計6億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

Ⅱ 令和２年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化し、資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策により低金利の状況が長期間に及んでいることに加え、海外情勢等により市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として５年債、１０年債、２０年債、３０年債を発行するとともに、引き続きＦＬＩＰ（Flexible Issuance Program）債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額に活用するなど、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努める。

③ 多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体のSDGsに関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的なIRの実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等のIRを戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向を的確に把握するとともに、ESG投資の高まりなど投資家動向の的確な把握を行い、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における確固たる信認を強化し、安定的な資金調達の実現に努める。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる1ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和2年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和2年度においては、表2のとおり公募債を1兆2,400億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を5,350億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり600億円を発行する予定である。

(表2)

令和2年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和2年度	令和元年度
国内債	7,400 億円	7,450 億円
10 年債	2,600 億円	2,600 億円
20 年債	1,100 億円	1,100 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	200 億円
F L I P 債	3,300 億円	3,350 億円
国外債	3,000 億円	2,500 億円
フレックス枠	2,000 億円	1,500 億円
計	12,400 億円	11,450 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※ 令和元年度については、当初計画額を計上。なお、令和元年12月に見直しを行い、12,450 億円に増額している。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和2年度	令和元年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,500 億円	1,600 億円
20 年債	1,500 億円	1,400 億円
地共済引受債	2,350 億円	1,800 億円
10 年債	1,100 億円	800 億円
20 年債	1,250 億円	1,000 億円
計	5,350 億円	4,800 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

令和2年度	令和元年度
750 億円	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和2年度	令和元年度
10 年債	—	1,000 億円
4 年債	600 億円	—
計	600 億円	1,000 億円

4 合計

合計	令和2年度	令和元年度
	19,100 億円	18,000 億円
政府保証債除く	18,500 億円	17,000 億円

※ 令和元年度は、当初計画額を計上。

Ⅲ 令和２年度の地方支援業務について

１．基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

２．令和２年度地方支援業務の概要

令和２年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公営企業会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを引き続き実施するほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援、情報発信に活用する。

特に、調査研究の実施に当たっては、広く地方財政や地方債と関係する機関と連携し、それぞれの強みを活かした相乗効果の発揮を目指し、取り組むこととする。また、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信についても強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、令和元年度に引き続き、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

さらに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、財務情報の活用等による財政分析・財政診断等の支援について検討を進める。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。地方公共団体の指定金融機関との関わり方についての最近の実態を把握するため平成 25 年度、29 年度に続き実態調査を実施する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について、専門機関との連携強化を図りながら、調査研究を実施する。

④ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体に対し、財政状況ヒアリングを実施する。

⑤ 先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高い事項について、先進事例の更なる収集・蓄積を行い、先進事例検索システムを通じて地方公共団体へ還元する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施する。また、自治体ファイナンス・アドバイザーが、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

① JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

② 資金調達及び資金運用に係る各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、専門的知識の習得を目的とする宿泊型研修を実施する。

③ 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。その際、都道府県（市町村担当課）等と連携し、効率的・効果的に実施にする。

④ 地方公営企業及び地方公会計にかかる専門家派遣

都道府県が開催する研修会等へ、地方公営企業会計適用拡大、地方公営企業の経営戦略策定・改訂及び地方公会計制度に係る運用・活用に関する専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、地方公共団体を支援する。その際、個別市町村の取組を円滑に進められるよう都道府県と連携し、柔軟な支援に努める。

⑤ 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

⑥ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 情報発信

先進事例検索システムの掲載事例の充実を行うほか、市町村の財政分析チャート、金融知識、参考事例、経済・金融データ等、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる情報について、ホームページや各種広報媒体等を効果的に活用することにより情報発信を強化する。

IV 令和2年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

なお、金利変動準備金のあり方について、今後の貸付けや金利の動向に留意しつつ、所要の検討を行う。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

4. 会計基準の改正等への対応

企業会計基準の改正等を踏まえ、機構の会計における時価評価の算出方法等について、適切に検討し、所要の対応を進める。

V 令和2年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和2年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

(2) 令和２年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和２年度 事業計画

- 1 令和２年度における貸付金は、1,660,000 百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙１のとおりとする。
- 2 令和２年度における貸付回収金は、1,797,325 百万円を予定している。
- 3 令和２年度における資金調達、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行 1,775,000 百万円、長期借入 75,000 百万円、政府保証債の発行 60,000 百万円、合計 1,910,000 百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙２のとおりとする。
- 4 令和２年度における債券償還金は、2,072,865 百万円を予定している。
- 5 令和２年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、調査研究、人材育成、実務支援及び情報発信の実施を予定している。
- 6 令和２年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,572 百万円を予定している。

(別紙1)

令和2年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	349
公営住宅事業	125
学校教育施設等整備事業	108
社会福祉施設整備事業	97
一般廃棄物処理事業	141
一般事業	71
地域活性化事業	98
防災対策事業	148
地方道路等整備事業	244
合併特例事業	870
緊急防災・減災事業	1,260
公共施設等適正管理推進事業	664
緊急自然災害防止対策事業	751
過疎対策事業	410
計	5,336
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,863
水道事業（簡易水道）	96
交通事業（一般交通）	28
交通事業（都市高速鉄道）	247
病院事業	1,041
下水道事業	3,400
工業用水道事業	82
電気事業	43
ガス事業	21
介護サービス事業	11
市場事業	73
と畜場事業	1
駐車場事業	2
港湾整備事業	25
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1
計	6,934
臨時財政対策債	4,330
合 計	16,600

注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・ 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(別紙2)

令和2年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和2年度
国内債	7,400 億円
10 年債	2,600 億円
20 年債	1,100 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
F L I P 債	3,300 億円
国外債	3,000 億円
フレックス枠	2,000 億円
計	12,400 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2)地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	令和2年度
地共連引受債	3,000 億円
10 年債	1,500 億円
20 年債	1,500 億円
地共済引受債	2,350 億円
10 年債	1,100 億円
20 年債	1,250 億円
計	5,350 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和2年度
	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和2年度
4 年債	600 億円

4 合計

合計	令和2年度
	19,100 億円
政府保証債除く	18,500 億円

令和2年度 予 算

令和2年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,372,500百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和2年度 予定損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	256,574
資金運用収益	251,382
貸付金利息	250,990
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	392
役務取引等収益	82
その他経常収益	5,110
地方公共団体健全化基金受入額	5,100
その他の経常収益	10
経常費用	142,818
資金調達費用	136,416
債券利息	135,932
借入金利息	484
役務取引等費用	277
その他業務費用	2,611
営業経費	3,513
人件費	956
業務費	1,491
その他の営業経費	1,066
経常利益	113,756
特別利益	64,624
公庫債権金利変動準備金取崩額	60,168
利差補てん積立金取崩額	4,457
特別損失	155,578
公庫債権金利変動準備金繰入額	95,411
国庫納付金	60,168
当期純利益	22,802

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和2年度 予定貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,271,296	債券	19,753,618
有価証券及び現金預け金	906,042	借入金	308,000
金融商品等差入担保金	18,826	金融商品等受入担保金	26,335
その他資産	6,458	その他負債	5,291
有形固定資産及び無形固定資産	4,088	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,853,133
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	640,421
		利差補てん積立金	12,712
		負債の部合計	23,866,664
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	260,408
		一般勘定積立金	260,408
		評価・換算差額等	5,226
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	340,045
資産の部合計	24,206,709	負債及び純資産の部合計	24,206,709

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	3,935,484
貸付金	1,660,000
債券償還金	2,072,865
事業損金	141,879
事務費	2,667
支払利息	136,035
債券発行費	2,818
元利金支払手数料	305
借入金費用	54
固定資産取得費	573
国庫納付金	60,168
資金収入合計	3,964,769
貸付回収金	1,797,325
地方公共団体金融機構債券	1,835,000
借入金	75,000
事業益金	251,860
公営競技納付金	5,100
雑収入	484
資金収支差額（資金収入－資金支出）	29,284
前期末現金預け金等	876,758
期末現金預け金等	906,042

(注)

- 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画
(令和2年度～令和4年度)

(単位：億円)

科 目	2年度計画	3年度計画	4年度計画
経 常 収 益	2,570	2,260	2,000
経 常 費 用	1,430	1,270	1,150
経 常 利 益	1,140	1,000	860
特 別 損 益	△910	△780	△660
当 期 純 利 益	230	220	200

(注)

- 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。
- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、パーゼル規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっています。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で23兆3,996億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満の64億円となっています。

また、貸付残高のうち0.09%程度の218億円は、公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は銀行法（昭和56年法律第59号）及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしています。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しています。
- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしています。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。
- 一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てています。
- なお、機構法附則第 14 条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

(参考) 令和 2 年 3 月 31 日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	8.01 年
	・負債（債券等）デュレーション	7.33 年
	・デュレーションギャップ	0.68 年（前年同期比△0.19 年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	4.99 年
	・負債（債券）デュレーション	4.13 年
	・デュレーションギャップ	0.86 年（前年同期比△0.05 年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.11 年
	・負債（債券等）デュレーション	6.28 年
	・デュレーションギャップ	0.83 年（前年同期比△0.15 年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則、金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしています。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っています。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っています。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っています。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しています。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っていますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしています。

(5) 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要と、公営競技納付金の概況は、次のとおりです。

①貸付業務

(地方債計画の概要)

令和元年度の地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、令和元年11月22日に改正され、令和元年度国の補正予算（第1号）に追加計上された公共投資等を円滑に実施するため、令和2年2月19日に改正されました。

その結果、令和元年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額13兆3,343億円規模とされ、そのうち一般会計債は7兆2,480億円、公営企業債は2兆7,495億円、臨時財政対策債は3兆2,568億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆8,964億円が計上されました。

(貸付計画)

令和元年度の貸付計画は、1兆6,600億円としました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、11,623件、1兆6,646億82百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、59.9%を占めています。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、22億37百万円の貸付けを行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っています。令和元年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金454,835件、1兆7,589億11百万円、利息512,046件、2,830億90百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金261件、92億48百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

令和2年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は253,120件、23兆3,996億15百万円で、その事業別残高は42ページの表のとおりです。

また、令和2年3月末における受託貸付残高は19,685件、2,607億54百万円です。

令和元年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	令和元年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	21,949	5,965	388	15,596
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	0	3,042
3 公営住宅建設事業	1,190	301	129	760
4 災害復旧事業	3,976	3,976	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	7,447	2,989	412	4,046
(1) 学校教育施設等	3,652	1,759	169	1,724
(2) 社会福祉施設	457	0	112	345
(3) 一般廃棄物処理	1,540	1,021	131	388
(4) 一般補助施設等	1,258	209	0	1,049
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	25,442	126	5,088	20,228
(1) 一般	2,129	0	80	2,049
(2) 地域活性化	701	0	87	614
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
7 辺地及び過疎対策事業	5,225	4,558	301	366
(1) 辺地対策	511	511	0	0
(2) 過疎対策	4,714	4,047	301	366
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調整	100	0	0	100
計	72,458	20,957	6,318	45,183
二 公営企業債				
1 水道事業	6,523	3,259	2,498	766
2 工業用水道事業	328	0	98	230
3 交通事業	1,441	132	265	1,044
4 電気事業・ガス事業	262	0	86	176
5 港湾整備事業	569	166	29	374
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	760	1,336	1,909
7 市場事業・と畜場事業	448	0	57	391
8 地域開発事業	912	0	0	912
9 下水道事業	12,847	3,400	3,964	5,483
10 観光その他の事業	154	0	6	148
計	27,489	7,717	8,339	11,433
合計	99,947	28,674	14,657	56,616
三 臨時財政対策債	32,568	7,491	4,299	20,778
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	133,315	36,165	18,956	78,194

令和元年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	令和元年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	9	7	2
災 害 復 旧 事 業	10	10	0
一 般 単 独 事 業	3	0	3
計	22	17	5
公 営 企 業 債			
下 水 道 事 業	6	3	3
計	6	3	3
総 計	28	20	8

令和元年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	令和元年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	21,949	5,965	388	15,596
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	0	3,042
3 公営住宅建設事業	1,199	308	131	760
4 災害復旧事業	3,986	3,986	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	7,447	2,989	412	4,046
(1) 学校教育施設等	3,652	1,759	169	1,724
(2) 社会福祉施設	457	0	112	345
(3) 一般廃棄物処理	1,540	1,021	131	388
(4) 一般補助施設等	1,258	209	0	1,049
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	25,445	126	5,091	20,228
(1) 一般	2,132	0	83	2,049
(2) 地域活性化	701	0	87	614
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
7 辺地及び過疎対策事業	5,225	4,558	301	366
(1) 辺地対策	511	511	0	0
(2) 過疎対策	4,714	4,047	301	366
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調 整	100	0	0	100
計	72,480	20,974	6,323	45,183
二 公営企業債				
1 水道事業	6,523	3,259	2,498	766
2 工業用水道事業	328	0	98	230
3 交通事業	1,441	132	265	1,044
4 電気事業・ガス事業	262	0	86	176
5 港湾整備事業	569	166	29	374
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	760	1,336	1,909
7 市場事業・と畜場事業	448	0	57	391
8 地域開発事業	912	0	0	912
9 下水道事業	12,853	3,403	3,967	5,483
10 観光その他事業	154	0	6	148
計	27,495	7,720	8,342	11,433
合 計	99,975	28,694	14,665	56,616
三 臨時財政対策債	32,568	7,491	4,299	20,778
四 退職手当債	800	0	0	800
総 計	133,343	36,185	18,964	78,194

令和元年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	48,500	39,407	2.4
公営住宅事業	15,500	13,952	0.8
学校教育施設等整備事業	20,000	10,738	0.6
社会福祉施設整備事業	13,200	7,419	0.4
一般廃棄物処理事業	14,400	6,960	0.4
一般補助施設整備等事業	0	1,555	0.1
一般事業	8,400	5,317	0.3
地域活性化事業	10,400	10,208	0.6
防災対策事業	15,300	13,712	0.8
地方道路等整備事業	25,700	20,752	1.2
合併特例事業	82,200	99,119	6.0
緊急防災・減災事業	109,900	134,617	8.1
公共施設最適化事業・公共施設等適正管理推進事業	53,200	76,454	4.6
緊急自然災害防止対策事業	25,200	182	0.0
過疎対策事業	20,700	24,938	1.5
計	462,600	465,328	28.0
臨時財政対策債	453,800	460,027	27.6
(一般会計債等分計)	916,400	925,355	55.6
公営企業債			
水道事業(上水道)	182,500	173,902	10.4
(簡易水道)	10,600	8,421	0.5
交通事業(一般交通)	1,700	2,214	0.1
(都市高速鉄道)	22,100	21,803	1.3
病院事業	114,400	97,919	5.9
下水道事業	384,700	404,226	24.3
工業用水道事業	8,700	8,091	0.5
電気事業	4,100	7,013	0.4
ガス事業	2,400	1,832	0.1
介護サービス事業	1,400	1,721	0.1
市場事業	7,500	8,941	0.5
と畜場事業	300	84	0.0
駐車場事業	200	147	0.0
小 計	740,600	736,314	44.2
港湾整備事業	2,800	2,877	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	200	137	0.0
小 計	3,000	3,013	0.2
計	743,600	739,327	44.4
合 計	1,660,000	1,664,682	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和元年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	322,821	19.4
政令指定都市	151,556	9.1
市及び特別区	997,775	59.9
町村	153,435	9.2
企業団・組合等	39,094	2.3
計	1,664,682	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和元年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	454,546	1,751,983	511,757	282,651
公社貸付	289	6,928	289	439
計	454,835	1,758,911	512,046	283,090
長期貸付繰上償還				
一般貸付	256	8,816	34	2
公社貸付	5	432	-	-
計	261	9,248	34	2
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	455,096	1,768,159	512,080	283,092

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和元年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	501,407	2.1	水道事業	3,210,733	13.7
公営住宅事業	252,216	1.1	一般交通事業	12,520	0.1
全国防災事業	135,717	0.6	都市高速鉄道事業	790,802	3.4
学校教育施設等整備事業	76,649	0.3	病院事業	1,090,488	4.7
社会福祉施設整備事業	111,096	0.5	下水道事業	7,280,495	31.1
一般廃棄物処理事業	46,290	0.2	工業用水道事業	171,767	0.7
一般事業	82,383	0.3	電気事業	48,389	0.2
臨時河川等整備事業	28,137	0.1	ガス事業	30,764	0.1
臨時高等学校整備事業	13,177	0.1	港湾整備事業	41,046	0.2
臨時地方道整備事業	694,915	3.0	介護サービス事業	19,970	0.1
地域活性化事業	77,740	0.3	市場事業	87,752	0.4
防災対策事業	170,522	0.7	と畜場事業	8,232	0.0
地方道路等整備事業	505,526	2.2	観光施設事業	2,510	0.0
合併特例事業	1,084,462	4.6	駐車場事業	12,797	0.1
緊急防災・減災事業	792,826	3.4	産業廃棄物処理事業	163	0.0
公共施設最適化事業	21,504	0.1			
公共施設等適正管理推進事業	118,464	0.5			
緊急自然災害防止対策事業	182	0.0	一般貸付計	23,377,826	99.9
過疎対策事業	29,152	0.1	道路公社	21,790	0.1
一般補助施設整備等事業	3,768	0.0	公社貸付計	21,790	0.1
臨時財政対策債	5,823,266	24.9	合計	23,399,615	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和元年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	296	471,664	5,386	674,312	8,387	201,448	294	26,101	—	—	14,363	1,373,524
青森	193	36,882	2,085	262,270	1,434	44,927	110	15,209	—	—	3,822	359,287
岩手	255	55,054	2,743	254,279	826	30,653	215	19,023	—	—	4,039	359,008
宮城	337	121,569	4,647	409,104	2,650	52,356	126	6,551	—	—	7,760	589,581
秋田	210	29,471	4,689	262,985	1,068	10,294	11	1,429	—	—	5,978	304,179
山形	229	79,802	2,805	168,033	1,927	34,432	172	8,827	—	—	5,133	291,095
福島	426	87,854	3,650	247,220	3,055	53,349	186	19,106	—	—	7,317	407,530
茨城	486	141,258	6,933	466,503	1,436	41,161	263	26,016	1	27	9,119	674,966
栃木	272	80,184	3,235	222,116	845	27,912	16	2,909	3	20	4,371	333,141
群馬	238	33,986	3,479	200,404	1,802	33,994	221	27,832	—	—	5,740	296,216
埼玉	249	261,879	6,647	690,639	1,836	57,158	324	18,666	3	14	9,059	1,028,356
千葉	389	124,254	5,249	711,393	926	26,444	594	48,112	3	772	7,161	910,975
東京	105	112,092	2,218	314,307	176	5,081	33	16,136	—	—	2,532	447,617
神奈川	212	220,750	3,289	840,314	1,238	47,018	60	43,722	—	—	4,799	1,151,804
新潟	266	57,239	8,130	440,554	966	17,700	236	16,417	—	—	9,598	531,910
富山	252	28,625	3,695	291,614	552	22,695	146	13,534	—	—	4,645	356,468
石川	148	31,187	2,844	184,942	1,275	43,024	32	3,064	—	—	4,299	262,217
福井	218	33,090	2,246	158,954	808	11,069	69	2,969	—	—	3,341	206,083
山梨	150	33,296	2,873	109,568	1,005	16,589	156	5,105	—	—	4,184	164,558
長野	261	38,474	4,240	259,694	3,209	57,584	184	13,163	3	48	7,897	368,963
岐阜	221	159,606	4,379	212,949	1,342	39,866	11	1,023	—	—	5,953	413,444
静岡	309	49,007	5,154	362,074	813	26,760	81	9,875	7	224	6,364	447,940
愛知	230	232,097	5,370	648,626	893	24,326	77	2,344	32	12,372	6,602	919,765
三重	410	154,540	4,075	312,026	1,092	28,590	32	4,882	—	—	5,609	500,038
滋賀	197	79,511	4,173	231,708	603	13,862	150	7,859	—	—	5,123	332,941
京都	195	30,957	3,699	479,731	1,139	30,301	31	6,415	6	192	5,070	547,596
大阪	92	167,015	5,844	1,273,544	932	36,966	459	71,965	—	—	7,327	1,549,490
兵庫	321	429,176	8,267	972,745	2,179	87,822	415	48,016	13	497	11,195	1,538,256
奈良	274	115,111	2,475	195,261	2,063	66,906	55	5,699	—	—	4,867	382,978
和歌山	110	48,687	1,771	221,053	1,552	57,345	96	8,073	—	—	3,529	335,157
鳥取	357	96,745	1,303	108,391	1,867	44,862	33	2,218	—	—	3,560	252,216
島根	289	96,698	2,705	200,485	305	8,137	77	4,043	—	—	3,376	309,363
岡山	243	86,921	4,632	335,384	1,277	27,429	106	13,879	—	—	6,258	463,613
広島	471	189,756	4,303	441,709	928	29,128	16	2,070	14	3,515	5,732	666,177
山口	418	56,171	4,255	266,134	617	11,704	108	6,051	—	—	5,398	340,059
徳島	199	42,914	1,484	124,592	843	28,739	3	104	—	—	2,529	196,349
香川	164	26,702	1,765	108,820	711	20,474	619	25,386	—	—	3,259	181,382
愛媛	87	28,822	2,298	200,951	664	25,494	19	951	—	—	3,068	256,219
高知	161	96,208	1,716	136,356	826	26,184	10	8,210	—	—	2,713	266,958
福岡	95	146,480	5,265	861,184	2,210	98,708	388	25,293	21	3,954	7,979	1,135,620
佐賀	65	37,044	1,663	160,148	670	29,289	101	10,221	—	—	2,499	236,701
長崎	136	54,192	2,786	267,774	717	18,592	15	2,963	5	146	3,659	343,668
熊本	152	76,529	2,733	199,701	1,681	49,644	45	6,408	2	8	4,613	332,289
大分	84	25,478	2,274	137,885	195	7,082	—	—	—	—	2,553	170,445
宮崎	146	69,831	2,033	147,748	729	19,199	14	791	—	—	2,922	237,569
鹿児島	178	137,293	2,328	166,289	871	28,394	18	1,943	—	—	3,395	333,919
沖縄	229	101,763	1,613	162,165	918	25,830	51	2,228	—	—	2,811	291,985
合計	11,025	4,913,863	171,446	16,104,641	64,058	1,746,521	6,478	612,801	113	21,790	253,120	23,399,615

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(287件、62,372百万円)を含みます。
2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

②地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

（調査研究）

大規模災害の発生が地方公共団体の中長期の財政運営に与える影響等について調査研究を進めたほか、総務省との共同研究として、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会を実施しました。また、地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向等に関する調査研究のほか、地方公共団体の資金管理等に関する実態調査を実施しました。

諸外国の地方行財政制度の最新の動向等に関して専門機関が行う調査研究について、連携・支援を行いました。

地方公共団体に対するアンケート調査やヒアリング等を通じ、地方公共団体の財政運営上のニーズや課題の把握を行いました。

（人材育成・実務支援）

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材とした JFM 地方財政セミナーを全国 3 箇所、JFM 地方公営企業セミナーを全国 3 箇所で開催したほか、地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省・都道府県と共催で全国 8 箇所において開催しました。また、市区町村長を対象に、「AI、IoT で変わる自治体」をテーマとしたセミナーを地方行財政調査会・時事通信社と共催で開催しました。

資金調達・運用に必要な入門的な金融知識の習得を目的として、資金調達入門・資金運用入門研修を全国 9 箇所で開催しました。

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を 7 月と 9 月の 2 回開催しました。

地方公共団体等が実施する研修に、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座を 56 箇所で開催しました。

地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣しました。具体的には、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援については、36 団体で延べ 82 回、地方公会計制度に係る活用・運用の支援については 20 団体で延べ 24 回実施しました。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援を、65 件実施しました。

（情報発信）

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できるツールとして財政分析チャート「Octagon」の提供を開始したほか、先進事例検索システムに事例を追加するなど充実を図りました。

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて活用方法も含め提供するとともに、金融・債券の基礎知識を学ぶことができる E ラーニング動画の視聴サービスを提供しました。

③資金調達業務

令和元年度の資金調達総額は1兆7,831億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,550億円、同20年債1,500億円、同5年債200億円、同30年債300億円、スポット債として40年債150億円、FLIP債（※1）3,730億円、MTNプログラム（※2）1,761億円（額面ベースでは1,763億円（ともに円換算後））です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,420億円、20年債2,370億円です。

その他、長期借入による調達を850億円行いました。

加えて、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は1,000億円で、その内訳は全て10年債です。

この結果、令和元年度末における地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行残高は、20兆176億円、借入金の借入残高は長期借入金2,030億円となりました。

なお、令和元年度の地方金融機構債の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）地方金融機構債の発行残高及び長期借入金の残高については、億円未満切捨てで表示しています。

※1 FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしています。

令和元年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第119回	10年	250	0.125	100	H31. 4.18	R11. 4.27
第120回	10年	300	0.115	100	R 1. 5.23	R11. 5.28
第121回	10年	250	0.049	100	R 1. 6.14	R11. 6.28
第122回	10年	300	0.065	100	R 1. 7.19	R11. 7.27
第123回	10年	300	0.060	100	R 1. 8.20	R11. 8.28
第124回	10年	300	0.050	100	R 1. 9.20	R11. 9.28
第125回	10年	300	0.050	100	R 1.10.18	R11.10.26
第126回	10年	350	0.115	100	R 1.11.22	R11.11.28
第127回	10年	300	0.151	100	R 1.12.20	R11.12.28
第128回	10年	300	0.155	100	R 2. 1.24	R12. 1.28
第129回	10年	300	0.095	100	R 2. 2.25	R12. 2.28
第130回	10年	300	0.050	100	R 2. 3.23	R12. 3.28
第 74回	20年	150	0.434	100	H31. 4.18	R21. 4.28
第 75回	20年	150	0.323	100	R 1. 6.14	R21. 6.28
第 76回	20年	200	0.268	100	R 1. 7.19	R21. 7.28
第 77回	20年	200	0.200	100	R 1. 9.20	R21. 9.28
第 78回	20年	200	0.251	100	R 1.10.18	R21.10.28
第 79回	20年	200	0.345	100	R 1.12.20	R21.12.28
第 80回	20年	200	0.354	100	R 2. 1.24	R22. 1.27
第 81回	20年	200	0.232	100	R 2. 3.23	R22. 3.28
第 25回	5年	100	0.010	100	H31. 4.18	R 6. 4.26
第 26回	5年	100	0.001	100	R 1.11.22	R 6.11.28
第 8回	30年	150	0.646	100	H31. 4.18	R31. 4.28
第 9回	30年	150	0.446	100	R 1.10.18	R31.10.28
第 2回	40年	150	0.646	100	R 2. 1.28	R42. 1.28
F457回	9年	200	0.105	100	H31. 4.24	R10. 4.28
F458回	17年	30	0.360	100	H31. 4.24	R18. 4.28
F459回	21年	30	0.460	100	H31. 4.24	R22. 4.27
F460回	5年	70	0.012	100	H31. 4.25	R 6. 6.25
F461回	9年	30	0.120	100	H31. 4.25	R10. 9.15
F462回	11年	30	0.157	100	H31. 4.25	R11.11.22
F463回	21年	30	0.465	100	H31. 4.25	R22. 2.24
F464回	11年	30	0.155	100	R 1. 5.28	R12. 6.20

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
F465回	21年	30	0.436	100	R 1. 5.28	R21.12.28
F466回	21年	50	0.322	100	R 1. 6.25	R22. 3.28
F467回	5年	200	0.010	100	R 1. 6.26	R 6. 5.31
F468回	5年	30	0.006	100	R 1. 7.25	R 6. 9.25
F469回	5年	130	0.006	100	R 1. 7.25	R 6. 9.27
F470回	7年	90	0.015	100	R 1. 7.25	R 8. 7. 1
F471回	7年	40	0.015	100	R 1. 7.25	R 8. 7.28
F472回	9年	30	0.043	100	R 1. 7.25	R10. 2.28
F473回	9年	200	0.060	100	R 1. 7.25	R10. 7.28
F474回	7年	30	0.015	100	R 1. 7.26	R 8. 7.22
F475回	15年	30	0.160	100	R 1. 7.26	R16. 7.26
F476回	16年	30	0.198	100	R 1. 7.26	R17.10.26
F477回	17年	30	0.218	100	R 1. 7.26	R18. 7.28
F478回	18年	30	0.230	100	R 1. 7.26	R19. 7.28
F479回	22年	30	0.317	100	R 1. 7.26	R23. 7.26
F480回	6年	30	0.009	100	R 1. 7.30	R 7. 5.28
F481回	6年	30	0.010	100	R 1. 7.30	R 7. 7.28
F482回	19年	30	0.281	100	R 1. 8.23	R21. 2.28
F483回	21年	30	0.295	100	R 1. 7.30	R22. 3.28
F484回	25年	30	0.373	100	R 1. 7.30	R26. 7.28
F485回	5年	200	0.007	100	R 1. 8.21	R 6.12. 2
F486回	16年	30	0.099	100	R 1. 8.23	R17. 8.23
F487回	5年	70	0.003	100	R 1. 9.27	R 7. 1.27
F488回	5年	200	0.003	100	R 1. 9.27	R 7. 2.25
F489回	7年	200	0.041	100	R 1.10.24	R 8.10.28
F490回	5年	200	0.003	100	R 1.10.25	R 7. 3.25
F491回	11年	30	0.050	100	R 1.10.24	R12. 5.27
F492回	11年	30	0.050	100	R 1.10.24	R12. 5.28
F493回	17年	30	0.217	100	R 1.10.24	R18.10.28
F494回	34年	30	0.532	100	R 1.10.24	R35.10.28
F495回	5年	90	0.003	100	R 1.10.25	R 7. 2.28
F496回	7年	40	0.021	100	R 1.10.25	R 8.10.28
F497回	11年	30	0.050	100	R 1.10.25	R12. 5.29
F498回	12年	30	0.083	100	R 1.10.25	R13.10.28
F499回	18年	30	0.238	100	R 1.10.25	R19.10.28
F500回	34年	30	0.531	100	R 1.10.25	R35.10.24

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F501回	11年	30	0.050	100	R 1.10.31	R12. 5.30
F502回	11年	30	0.050	100	R 1.10.31	R12. 5.31
F503回	11年	30	0.050	100	R 1.10.31	R12. 6.20
F504回	34年	30	0.544	100	R 1.10.31	R35.10.31
F505回	12年	30	0.106	100	R 1.11.27	R13. 6.27
F506回	12年	30	0.178	100	R 1.12.25	R13. 7.28
F507回	7年	200	0.027	100	R 2. 1.30	R 9. 1.28
F508回	5年	140	0.003	100	R 2. 2.28	R 7. 4.28
F509回	5年	200	0.006	100	R 2. 2.28	R 7. 7.28
F510回	7年	60	0.021	100	R 2. 2.28	R 9. 2.26
F511回	12年	30	0.139	100	R 2. 2.28	R14. 2.27
F512回	18年	40	0.251	100	R 2. 2.28	R20. 2.26
F513回	19年	30	0.286	100	R 2. 2.28	R21. 8.26

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 69 回	5年	米ドル	1,057	1.750	99.890	R 1. 9. 5	R 6. 9. 5
第 70 回	5年	米ドル	66	1.650	99.99	R 2. 1.28	R 7. 1.28
第 71 回	5年	豪ドル	38	1.160	99.99	R 2. 1.28	R 7. 1.28
第 72 回	7年	ユーロ	600	0.050	99.867	R 2. 2.12	R 9. 2.12

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第111回	10年	200	0.155	100	H31. 4.18	R11. 4.18
A号第112回	10年	100	0.145	100	R 1. 5.23	R11. 5.23
A号第113回	10年	100	0.079	100	R 1. 6.20	R11. 6.20
A号第114回	10年	200	0.095	100	R 1. 7.19	R11. 7.19
A号第115回	10年	100	0.090	100	R 1. 8.20	R11. 8.20
A号第116回	10年	100	0.080	100	R 1. 9.20	R11. 9.20
A号第117回	10年	200	0.080	100	R 1.10.18	R11.10.18
A号第118回	10年	100	0.145	100	R 1.11.22	R11.11.22

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第119回	10年	100	0.181	100	R 1.12.19	R11.12.19
A号第120回	10年	200	0.185	100	R 2. 1.24	R12. 1.24
A号第121回	10年	100	0.125	100	R 2. 2.25	R12. 2.25
A号第122回	10年	100	0.080	100	R 2. 3.25	R12. 3.25
B号第 42回	10年	20	0.155	100	H31. 4.18	R11. 4.18
B号第 43回	10年	40	0.145	100	R 1. 5.23	R11. 5.23
B号第 44回	10年	45	0.079	100	R 1. 6.20	R11. 6.20
B号第 45回	10年	90	0.095	100	R 1. 7.19	R11. 7.19
B号第 46回	10年	85	0.090	100	R 1. 8.20	R11. 8.20
B号第 47回	10年	60	0.080	100	R 1. 9.20	R11. 9.20
B号第 48回	10年	55	0.080	100	R 1.10.18	R11.10.18
B号第 49回	10年	75	0.145	100	R 1.11.22	R11.11.22
B号第 50回	10年	65	0.181	100	R 1.12.19	R11.12.19
B号第 51回	10年	125	0.185	100	R 2. 1.24	R12. 1.24
B号第 52回	10年	90	0.125	100	R 2. 2.25	R12. 2.25
B号第 53回	10年	70	0.080	100	R 2. 3.25	R12. 3.25
C号第 42回	20年	35	0.454	100	H31. 4.18	R21. 4.18
C号第 43回	20年	45	0.451	100	R 1. 5.23	R21. 5.23
C号第 44回	20年	50	0.343	100	R 1. 6.20	R21. 6.20
C号第 45回	20年	110	0.288	100	R 1. 7.19	R21. 7.19
C号第 46回	20年	115	0.220	100	R 1. 8.20	R21. 8.19
C号第 47回	20年	70	0.220	100	R 1. 9.20	R21. 9.20
C号第 48回	20年	60	0.271	100	R 1.10.18	R21.10.18
C号第 49回	20年	80	0.389	100	R 1.11.22	R21.11.22
C号第 50回	20年	75	0.365	100	R 1.12.19	R21.12.19
C号第 51回	20年	150	0.374	100	R 2. 1.24	R22. 1.24
C号第 52回	20年	100	0.316	100	R 2. 2.25	R22. 2.24
C号第 53回	20年	80	0.252	100	R 2. 3.25	R22. 3.23
D号第 37回	20年	200	0.454	100	H31. 4.18	R21. 4.18
D号第 38回	20年	100	0.451	100	R 1. 5.23	R21. 5.23
D号第 39回	20年	100	0.343	100	R 1. 6.20	R21. 6.20
D号第 40回	20年	100	0.288	100	R 1. 7.19	R21. 7.19
D号第 41回	20年	100	0.220	100	R 1. 8.20	R21. 8.19
D号第 42回	20年	100	0.220	100	R 1. 9.20	R21. 9.20
D号第 43回	20年	200	0.271	100	R 1.10.18	R21.10.18
D号第 44回	20年	100	0.389	100	R 1.11.22	R21.11.22

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
D号第 45回	20年	100	0.365	100	R 1.12.19	R21.12.19
D号第 46回	20年	100	0.374	100	R 2. 1.24	R22. 1.24
D号第 47回	20年	100	0.316	100	R 2. 2.25	R22. 2.24
D号第 48回	20年	100	0.252	100	R 2. 3.25	R22. 3.23

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第119回	10年	200	0.040	100	H31. 4.15	R11. 4.13
第120回	10年	200	0.001	100	R 1. 7.16	R11. 7.13
第121回	10年	200	0.001	100	R 1.10.15	R11.10.15
第122回	10年	200	0.070	100	R 1.12.16	R11.12.14
第123回	10年	200	0.070	100	R 2. 1.21	R12. 1.21

償還方法：満期一括償還

令和元年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,180	2,030	0.324	R3.9.27～ R22.3.16

償還方法：満期一括返済

④公営競技納付金の概況

令和元年度における公営競技納付金（平成30年度開催分に基づく納付金）は、69億96百万円でした。
 なお、納付団体数は59団体で、公営競技の開催権を有する団体（平成30年度：191団体）の30.9%でした。
 最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公営競技納付金(百万円)	2,993	3,557	4,011	4,949	6,996
地方公共団体健全化基金(百万円)	920,287	920,287	920,287	920,287	920,287
公営競技開催権を有する団体数	197	195	191	191	191
納付団体数	46	51	49	52	59

(2) 当事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は2,897億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益2,826億円です。また、経常費用は1,606億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,542億円です。

この結果、経常利益は1,290億円となりました。

また、特別利益として機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額1,000億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額52億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,085億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金1,000億円等を計上しています。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は257億円となりました。

(当事業年度の資産等の状況)

資産の部は、貸付金等の24兆3,467億円、負債の部は、債券等の24兆228億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等3,238億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは334億円の減、投資活動によるキャッシュ・フローは1,865億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは930億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は5,574億円となりました。

(自己査定・財務審査結果)

当機構は銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しています。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っています。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

令和元年度末自己査定結果

		(単位：百万円)	
自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0			延滞債権 0
破綻懸念先 0		危険債権 0	
0		要管理債権 0	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
----- 要注意先 ----- 3,729 (0.02%)			
正常先 18,071 (0.08%)			
非区分 (地方公共団体) 23,385,575 (99.91%)	非分類 23,407,376 (100.00%)	正常債権 23,407,376 (100.00%)	
総計 23,407,376	総計 23,407,376	総計 23,407,376	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金です。(金額は令和元年度末)
2. () 内の数値は総計に対する構成比です。
3. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の健全化判断比率（平成 30 年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	6,421	0.03%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
健全団体	1,778	82.31%	22,758,603	97.35%
都道府県及び市区町村 計 (A)	1,779	82.36%	22,765,024	97.38%
一部事務組合等 (B)	381	17.64%	612,800	2.62%
合計 (A+B)	2,160	100.00%	23,377,825	100.00%

（注）１．貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社への貸付残高は含みません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

２．「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

３．「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

４．貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第３位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

４【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において、情報システム関連投資等を中心に合計 48 百万円（ほかソフトウェア 658 百万円）の投資を行いました。なお、当事業年度において、主要な設備の除却等はありません。

当機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	658
事務所	東京都千代田区	サーバ室電源増設工事	2
事務所	東京都千代田区	器具備品	39
事務所	東京都千代田区	車両運搬具	6

(注) 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3,726	1,659	679	438	－	2,777	84

- (注) 1. 上表の設備に関連する建物の年間賃借料は 246 百万円です。
2. 上表における動産は、器具・備品 420 百万円、その他 18 百万円です。
3. 上表にはソフトウェア 1,096 百万円は含みません。
4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設等はありません。なお、ソフトウェア 626 百万円の投資を予定しています。

(2) 除却、売却等

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金は、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされています。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和2年3月31日現在)

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としています。

①機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（３名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれています。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しています。

なお、令和２年３月３１日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

(地方公共団体の代表者)

井戸 敏三（兵庫県知事）（議長）

松浦 正敬（島根県松江市長）

荒木 泰臣（熊本県嘉島町長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法学部長・教授）

神野 直彦（日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授）

角廣 勲（株式会社広島銀行特別顧問）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられています。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされています。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができることとされています。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、令和２年３月３１日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

三谷 隆博（短資協会会長）（委員長）

鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授）

勢一 智子（西南学院大学教授）

米田 保晴（信州大学名誉教授）

玉沖 仁美（株式会社紡代表取締役）

上崎 正則（株式会社時事通信社取締役）

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務付けられています。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置くこととされています。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しています。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しています。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しています。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

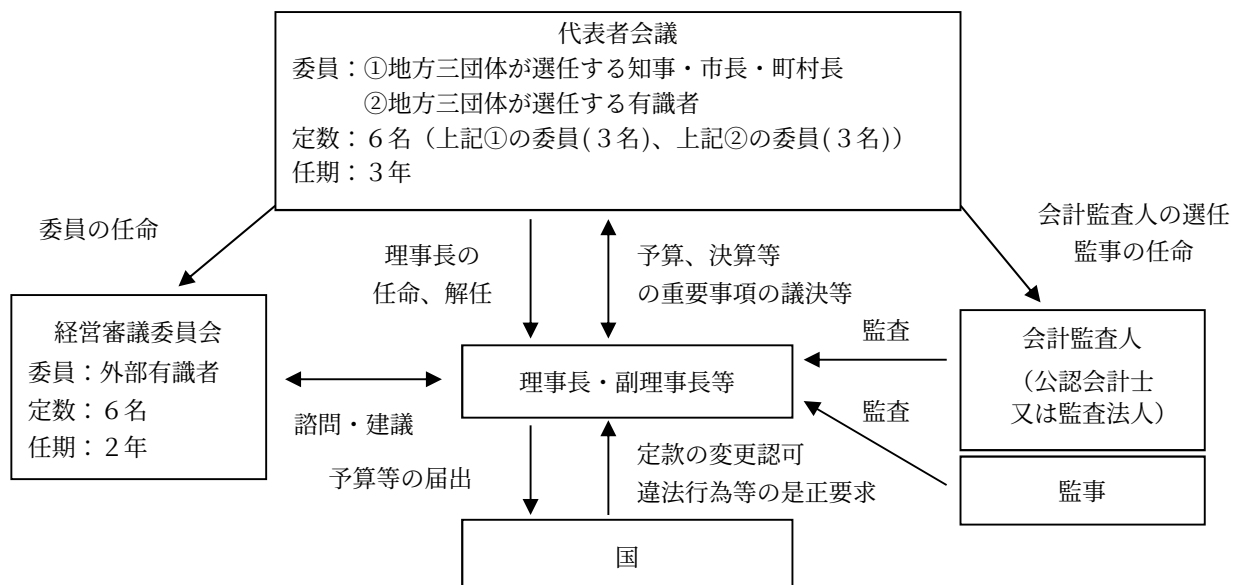
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第 5 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

ただし、機構法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。



ロ. 財務報告に係る内部統制の状況

当機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「财会省令」という。）に基づく内部統制報告制度を実施しています。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にまとめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

なお、令和元年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（财会省令第 32 条第 2 項第 1 号の無限定適正意見）を得ています。

ハ. コンプライアンス

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めています。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- ・ 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ・ 役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っています。

②リスク管理体制の整備の状況

(統合的リスク管理とリスク管理体制)

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

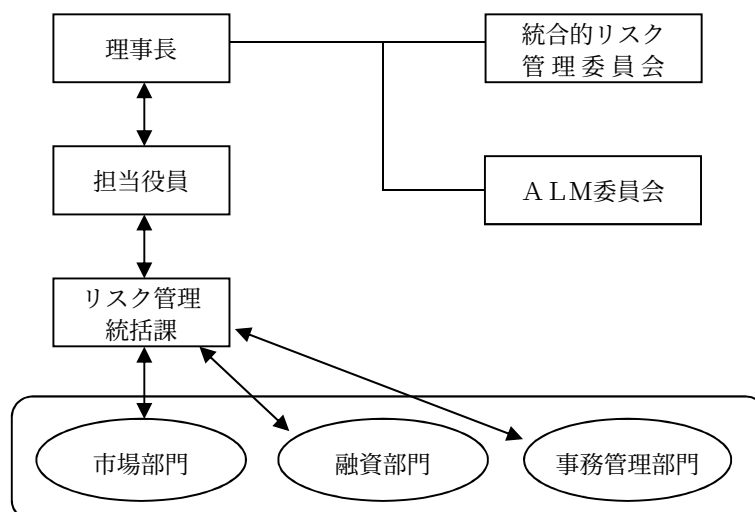
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

(当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に A L M 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。A L M 委員会では、シナリオ分析、V a R 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

機構のリスク管理体制



(2)【役員の状況】

男性7名、女性1名（役員のうち女性の比率 10%）

(令和2年3月31日現在)

役名・職名	氏 名	生年月日	経 歴	任期
理事長	瀧野 欣彌	昭和 22 年 9 月 6 日生	昭和46年7月 自治省入省 平成19年7月 総務事務次官 平成21年9月 内閣官房副長官 平成24年10月 (財)地方財務協会理事長 ※平成25年度より(-財) 平成26年10月 地方公共団体金融機構副理事長 平成27年10月 地方公共団体金融機構理事長(現職)	(注1)
副理事長	遠藤 寛	昭和 29 年 5 月 20 日生	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成19年12月 みずほ証券株式会社常務執行役員兼みずほインターナショナル会長 平成21年4月 みずほ証券株式会社取締役副社長 平成23年4月 (公財)日本国際問題研究所専務理事兼事務局長 平成25年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役社長 平成27年10月 地方公共団体金融機構副理事長(現職)	(注2)
理 事	吉川 浩民	昭和 39 年 8 月 15 日生	昭和63年4月 自治省入省 平成24年10月 群馬県副知事 平成28年6月 総務省自治財政局地方債課長 平成29年7月 総務省自治行政局行政課長 平成30年7月 総務省大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当） 令和元年7月 地方公共団体金融機構理事(現職)	(注3)
理 事	塚田 祐次	昭和 30 年 6 月 15 日生	昭和53年4月 東京都入都 平成10年7月 東京都主税局税制部税制課長 平成17年4月 東京都産業労働局金融部長 平成26年7月 東京都主税局長 平成27年7月 東京都職員信用組合理事長 平成30年10月 地方公共団体金融機構理事(現職)	(注4)
理 事	野島 透	昭和 36 年 6 月 16 日生	昭和60年4月 大蔵省入省 平成24年7月 財務省大臣官房会計課長 平成25年6月 財務省九州財務局長 平成26年7月 独立行政法人都市再生機構理事 平成28年7月 預金保険機構検査部長 平成29年7月 地方公共団体金融機構理事(現職)	(注4)
監 事	大内 秀彦	昭和 35 年 8 月 16 日生	昭和59年4月 農林水産省入省 平成23年9月 農林水産省食料産業局総務課長 平成25年2月 (株)農林漁業成長産業化支援機構企画管理本部長 平成26年8月 国立大学法人徳島大学特任教授 平成28年6月 国土交通省大臣官房審議官 平成30年10月 地方公共団体金融機構監事(現職)	(注4)
監 事 (非常勤)	大森 正明	昭和 30 年 12 月 1 日生	昭和54年4月 神戸市入庁 平成19年4月 神戸市建設局総務部長 平成21年4月 公立大学法人神戸市外国語大学理事 平成24年4月 神戸市環境局長 平成28年4月 (公財)神戸市スポーツ教育協会会長代行兼副会長 平成30年8月 地方公共団体金融機構監事(非常勤)(現職)	(注5)

(注1) 任期は3年、平成29年8月1日から令和2年7月31日までです。

(注2) 任期は3年、平成29年10月1日から令和2年9月30日までです。

(注3) 任期は2年、令和元年7月5日から令和2年9月30日までです。

(注4) 任期は2年、平成30年10月1日から令和2年9月30日までです。

(注5) 任期は2年、平成30年8月1日から令和2年7月31日までです。

(3)【監査の状況】

①監事監査の状況

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第18条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

②内部監査の状況

当機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しています。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しています。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しています。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しています。

③会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

12年

ハ. 業務を執行した公認会計士

菅 田 裕 之 氏（継続監査年数3年）

細 野 和 也 氏（同1年）

伊 澤 賢 司 氏（同2年）

二. 監査業務に係る補助者の構成

当機構の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者10名、その他7名です。

ホ. 監査法人の選定方針とその理由

会計監査人が、機構法第37条第4項各号に定めるいずれかの事由に該当するときは、代表者会議において会計監査人の解任を検討します。

④監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当機構	23	12	22	10

(注) 1. 当機構における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等です。

2. 消費税及び地方消費税を除きます。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

- 二. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

- イ. 当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、112 百万円です。
ロ. 当事業年度末現在の役員の給与及び退職手当の支給基準は、以下のとおりです。

(給与)

給与の種類	支給基準等			
俸給	月額により支給			
	役職	俸給月額	役職	俸給月額
	理事長	1,175 千円	監事	761 千円
	副理事長	1,035 千円	非常勤役員(注)	197 千円
	理事	818 千円		
地域手当	俸給月額 × 0.20			
通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給			
期末手当及び勤勉手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 4 及び第 19 条の 7 の規定に準じて支給			

(注) 非常勤役員については俸給のみの支給です。

(退職手当)

退職日における俸給月額 × 0.20 × 在職期間（月数）

第 5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、財会省令に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、E Y 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

科目	注記 番号	前事業年度末 (平成31年 3 月31日)		当事業年度末 (令和 2 年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,503,092	95.58	23,399,615	96.11
有価証券		180,000	0.73	365,500	1.50
現金預け金		870,480	3.54	557,437	2.29
金融商品等差入担保金		22,847	0.09	12,391	0.05
その他資産		8,859	0.04	7,881	0.03
有形固定資産	1	2,884	0.01	2,777	0.01
無形固定資産		1,035	0.00	1,097	0.00
資産の部合計	3	24,589,199	100.00	24,346,700	100.00
(負債の部)					
債券		20,392,179	82.93	20,013,462	82.20
借入金		128,000	0.52	203,000	0.83
金融商品等受入担保金		27,630	0.11	58,073	0.24
その他負債		6,261	0.03	5,040	0.02
賞与引当金		57	0.00	58	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	10	0.00
退職給付引当金		52	0.00	62	0.00
役員退職慰労引当金		24	0.00	32	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.74	920,287	3.78
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.74	920,287	3.78
特別法上の準備金等	4	2,819,505	11.47	2,822,777	11.59
金利変動準備金		2,200,000	8.95	2,200,000	9.04
公庫債権金利変動準備金		597,076	2.43	605,607	2.49
利差補てん積立金		22,429	0.09	17,169	0.07
負債の部合計		24,294,008	98.80	24,022,803	98.67
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		212,616	0.86	238,383	0.98
一般勘定積立金		212,616	0.86	238,383	0.98
評価・換算差額等		8,163	0.03	11,101	0.05
管理勘定利益積立金		57,808	0.24	57,808	0.24
純資産の部合計		295,191	1.20	323,896	1.33
負債及び純資産の部合計		24,589,199	100.00	24,346,700	100.00

②【損益計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		318,863	100.00	289,727	100.00
資金運用収益		313,785		282,623	
役務取引等収益		93		87	
その他業務収益		21		8	
その他経常収益		4,962		7,008	
地方公共団体健全化基金受入額		4,949		6,996	
その他の経常収益		12		12	
経常費用		179,428	56.27	160,663	55.45
資金調達費用		172,436		154,271	
役務取引等費用		300		299	
その他業務費用		3,270		2,926	
営業経費		3,397		3,166	
その他経常費用		23		—	
経常利益		139,434	43.73	129,063	44.55
特別利益		406,190	127.39	105,259	36.33
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	400,064		100,000	
利差補てん積立金取崩額		6,125		5,259	
特別損失		522,445	163.85	208,555	71.98
固定資産処分損		—		23	
公庫債権金利変動準備金繰入額		122,381		108,531	
国庫納付金	2	400,064		100,000	
当期純利益	1	23,179	7.27	25,767	8.89

③【純資産変動計算書】

I 前事業年度

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	191,890	191,890	208,492	5,268	53,666	267,427
誤謬の訂正による 累積的影響額	-	△2,453	△2,453	△2,453	-	4,142	1,688
遡及処理後当期首残高	16,602	189,436	189,436	206,038	5,268	57,808	269,116
当期変動額							
当期純利益	-	23,179	23,179	23,179	-	-	23,179
出資者資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	2,895	-	2,895
当期変動額合計	-	23,179	23,179	23,179	2,895	-	26,074
当期末残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191

Ⅱ 当事業年度

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191
当期変動額							
当期純利益	-	25,767	25,767	25,767	-	-	25,767
出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	2,937	-	2,937
当期変動額合計	-	25,767	25,767	25,767	2,937	-	28,704
当期末残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896

④【キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		23,179	25,767
減価償却費		726	606
資金運用収益		△ 313,785	△ 282,623
資金調達費用		172,436	154,271
賞与引当金の増減額(△は減少)		0	0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		2	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		5	9
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		0	7
地方公共団体健全化基金の増減額(△は減少)		△ 4,949	△ 6,996
公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)		122,381	108,531
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△ 6,125	△ 5,259
貸付金の純増(△)減		265,147	103,477
債券の純増減(△)		105,848	△ 380,219
借入金の純増減(△)		△ 31,500	75,000
資金運用による収入		314,710	283,600
資金調達による支出		△ 171,555	△ 153,475
その他		51,734	43,807
営業活動によるキャッシュ・フロー		528,254	△ 33,493
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		578,000	934,200
有価証券の取得による支出		△ 588,000	△ 1,119,700
有形固定資産の取得による支出		△ 91	△ 411
無形固定資産の取得による支出		△ 336	△ 634
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 10,427	△ 186,546
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 400,064	△100,000
公営競技納付金による収入		4,949	6,996
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 395,114	△ 93,003
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		122,712	△ 313,043
VI 現金及び現金同等物の期首残高		747,767	870,480
VII 現金及び現金同等物の期末残高		870,480	557,437

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～19年
----	---------	-----	--------

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、財令省令第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円を国に納付することとなりました。令和 2 年度においては、「令和 2 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 2 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 600 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (平成31年3月31日)	当事業年度末 (令和2年3月31日)
853 百万円	677 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上していません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (平成31年3月31日)	当事業年度末 (令和2年3月31日)
地方公共団体金融機構債券等の額	20,392,179 百万円	20,013,462 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(損益計算書関係)

1. 当期純利益の勘定別内訳

項目	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
一般勘定	23,179 百万円	25,767 百万円
管理勘定	－百万円	－百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
省令	「平成30年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成30年総務省・財務省令第1号）	「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成31年総務省・財務省令第4号）
金額	4,000 億円	1,000 億円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (平成31年3月31日)	当事業年度末 (令和2年3月31日)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	38,399 百万円減少	36,671 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	39,013 百万円増加	37,215 百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (平成31年3月31日)	当事業年度末 (令和2年3月31日)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	10,560 百万円減少	8,642 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	10,692 百万円増加	8,742 百万円増加

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

I 前事業年度

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,503,092	25,369,115	1,866,022
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	180,000	180,000	-
(3) 現金預け金	870,480	870,480	-
(4) 金融商品等差入担保金	22,847	22,847	-
資産計	24,576,420	26,442,443	1,866,022
(1) 債券	20,392,179	21,226,384	834,205
(2) 借入金	128,000	130,272	2,272
(3) 金融商品等受入担保金	27,630	27,630	-
負債計	20,547,809	21,384,287	836,478
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成31年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によって
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,474,819	1,436,071	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	3,000	-	※2	
合計			1,512,819	1,456,071	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,763,913	1,784,040	1,769,220	1,709,516	1,605,880
有価証券					
満期保有目的のもの	180,000	-	-	-	-
預け金	870,480	-	-	-	-

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,520,793	6,648,578	1,665,063	36,084
有価証券				
満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

（注3）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910
借入金	10,000	-	1,000	-	86,200

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,272,932	2,917,863	183,000	70,000
借入金	30,800	-	-	-

II 当事業年度

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,399,615	24,901,200	1,501,584
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	365,500	365,500	-
(3) 現金預け金	557,437	557,437	-
(4) 金融商品等差入担保金	12,391	12,391	-
資産計	24,334,943	25,836,528	1,501,584
(1) 債券	20,013,462	20,690,092	676,629
(2) 借入金	203,000	204,988	1,988
(3) 金融商品等受入担保金	58,073	58,073	-
負債計	20,274,535	20,953,153	678,617
デリバティブ取引（※1） ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和2年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提 示された価格によっ ている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,612,376	1,335,110	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	-	-	※2	
合計			1,632,376	1,355,110		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,803,890	1,806,270	1,770,897	1,681,255	1,567,759
有価証券					
満期保有目的のもの	365,500	-	-	-	-
預け金	557,437	-	-	-	-

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,503,382	6,555,776	1,663,603	46,779
有価証券				
満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

（注3）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159
借入金	-	1,000	-	86,200	83,400

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,897,181	3,117,760	206,000	94,000
借入金	30,800	1,600	-	-

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

I 前事業年度

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	180,000	180,000	—
	小計	180,000	180,000	—
合計		180,000	180,000	—

II 当事業年度

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	365,500	365,500	—
	小計	365,500	365,500	—
合計		365,500	365,500	—

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(勘定別情報関係)

勘定別情報（貸借対照表関係）

I 前事業年度

(平成31年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	15,743,380	7,759,711		23,503,092
有価証券	180,000			180,000
現金預け金	870,480			870,480
金融商品等差入担保金	22,847			22,847
その他資産	3,948	4,910		8,859
有形固定資産	2,884			2,884
無形固定資産	1,035			1,035
一般勘定貸		622,397	△ 622,397	
資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△ 622,397	24,589,199
負債の部				
債券	12,686,161	7,706,017		20,392,179
借入金	128,000			128,000
金融商品等受入担保金	27,630			27,630
その他負債	2,573	3,687		6,261
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	622,397		△ 622,397	
特別法上の準備金等	2,200,000	619,505		2,819,505
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		597,076		597,076
利差補てん積立金		22,429		22,429
負債の部合計	16,587,195	8,329,210	△ 622,397	24,294,008
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	212,616			212,616
一般勘定積立金	212,616			212,616
評価・換算差額等	8,163			8,163
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	237,382	57,808		295,191
負債及び純資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△ 622,397	24,589,199

- (注) 1. 一般勘定、管理勘定
管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金
損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。
3. 一般勘定貸、管理勘定借
法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

Ⅱ 当事業年度

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,640,828	6,758,787		23,399,615
有価証券	365,500			365,500
現金預け金	557,437			557,437
金融商品等差入担保金	12,391			12,391
その他資産	3,682	4,199		7,881
有形固定資産	2,777			2,777
無形固定資産	1,097			1,097
一般勘定貸		582,840	△ 582,840	
資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700
負債の部				
債券	13,351,373	6,662,089		20,013,462
借入金	203,000			203,000
金融商品等受入担保金	58,073			58,073
その他負債	1,889	3,150		5,040
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	62			62
役員退職慰労引当金	32			32
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	582,840		△ 582,840	
特別法上の準備金等	2,200,000	622,777		2,822,777
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		605,607		605,607
利差補てん積立金		17,169		17,169
負債の部合計	17,317,625	7,288,018	△ 582,840	24,022,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	238,383			238,383
一般勘定積立金	238,383			238,383
評価・換算差額等	11,101			11,101
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	266,087	57,808		323,896
負債及び純資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700

勘定別情報（損益計算書関係）

I 前事業年度

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	136,945	189,867	△ 7,949	318,863
資金運用収益	131,327	182,458		313,785
役務取引等収益	93			93
その他業務収益	21			21
その他経常収益	4,962			4,962
地方公共団体健全化基金受入額	4,949			4,949
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	540		△ 540	
一般勘定貸受取利息		30	△ 30	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		7,378	△ 7,378	
経常費用	113,765	73,611	△ 7,949	179,428
資金調達費用	100,348	72,087		172,436
役務取引等費用	166	133		300
その他業務費用	2,493	777		3,270
営業経費	3,324	72		3,397
その他経常費用	23			23
管理勘定借支払利息	30		△ 30	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	7,378		△ 7,378	
一般勘定事務委託費		540	△ 540	
経常利益	23,179	116,255	-	139,434
特別利益	-	406,190	-	406,190
公庫債権金利変動準備金取崩額		400,064		400,064
利差補てん積立金取崩額		6,125		6,125
特別損失	-	522,445	-	522,445
公庫債権金利変動準備金繰入額		122,381		122,381
国庫納付金		400,064		400,064
当期純利益	23,179	-	-	23,179

Ⅱ 当事業年度

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	133,662	162,962	△ 6,897	289,727
資金運用収益	126,123	156,499		282,623
役務取引等収益	87			87
その他業務収益	8			8
その他経常収益	7,008			7,008
地方公共団体健全化基金受入額	6,996			6,996
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	434		△ 434	
一般勘定貸受取利息		8	△ 8	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,454	△ 6,454	
経常費用	107,871	59,690	△ 6,897	160,663
資金調達費用	95,472	58,798		154,271
役務取引等費用	179	119		299
その他業務費用	2,627	299		2,926
営業経費	3,128	38		3,166
管理勘定借支払利息	8		△ 8	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,454		△ 6,454	
一般勘定事務委託費		434	△ 434	
経常利益	25,791	103,272	-	129,063
特別利益	-	105,259	-	105,259
公庫債権金利変動準備金取崩額		100,000		100,000
利差補てん積立金取崩額		5,259		5,259
特別損失	23	208,531	-	208,555
固定資産処分損	23			23
公庫債権金利変動準備金繰入額		108,531		108,531
国庫納付金		100,000		100,000
当期純利益	25,767	-	-	25,767

⑤【附属明細書】

当事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

1. 有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,185	2	-	1,187	508	32	679
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	893	45	332	606	168	123	438
有形固定資産計	3,738	48	332	3,454	677	155	2,777
無形固定資産							
ソフトウェア	3,266	658	2,079	1,844	748	451	1,096
その他の無形固定資産	123	1	123	1	-	-	1
無形固定資産計	3,389	660	2,203	1,846	748	451	1,097

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～令和2年1月21日	5,053,012	4,469,844 (652,530)	0.001 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,073	420,059	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第9回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月25日 ～平成28年10月28日	810,455	520,315 (200,000)	0.001 ～0.385	6年
政府保証債（国内債） 4年第7回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ～平成30年2月26日	200,223	200,111 (40,000)	0.001	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 〔1,000百万米ドル〕 (83,170)	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第15回～第26回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和元年11月22日	135,000	125,000 (20,000)	0.001 ～0.230	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	-	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第130回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～令和2年3月23日	3,250,000	3,360,000 (360,000)	0.049 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第81回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和2年3月23日	1,425,000	1,575,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第9回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和元年10月18日	75,000	105,000	0.446 ～1.864	30年

非政府保証公募債 40年第1回～第2回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年1月28日	15,000	30,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～14、16～17、24～25、27～29、31、35～37、41～43、45～52、54～69、71～73、75～85、87～90、92～93、95～98、100～112、115～139、141～153、155～164、166～169、171～210、212～243、245～276、278～513回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和2年2月28日	2,380,659	2,600,288 (81,000)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	20,000	変動	9年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～45、47～72回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和2年2月12日	1,340,300	1,517,247 〔11,260百万米ドル〕 〔654百万豪ドル〕 〔58百万NZドル〕 〔1,580百万ユーロ〕 (184,232)	0.050 ～5.092	3年 ～11年
非政府保証債（外債） 第30、39回地方公共団体金融機構債券	平成24年6月6日 ～平成25年7月22日	20,230	9,863 〔100百万米ドル〕 (9,863)	変動	7年
縁故債 A号第1回～第122回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～令和2年3月25日	2,630,000	2,510,000 (400,000)	0.069 ～1.530	10年
縁故債 B号第1回～第53回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和2年3月25日	229,500	311,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第53回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和2年3月25日	365,500	462,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第48回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和2年3月25日	450,000	590,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,988,125	18,959,899 (2,030,795)	-	-
政府保証債（国内債） 第7回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月15日 ～平成21年5月25日	140,000	-	1.4 ～1.5	10年
非政府保証公募債 第3回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月28日 ～平成21年5月28日	60,000	-	1.593 ～1.65	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,970	84,973	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	-	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	404,970	84,973	-	-
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,838	184,860 (39,900)	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第4回ユーロ・スターリングボンド公営企業債券	平成11年8月9日	28,376	-	5.75	20年

非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,834	569,858	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,903	189,909	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	26,130	23,960 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	999,082	968,589 (42,070)	-	-
合 計	-	20,392,179	20,013,462 (2,072,865)	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,013,462百万円の一般担保に供しております。
2. 「政府保証債（外債）第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第43～45、47～72回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第30、39回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	10,000	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	118,000	203,000	0.324	令和3年9月27日～ 令和22年3月16日
合 計	128,000	203,000	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	-	1,000	-	86,200	83,400

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	57	58	57	-	58
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
退職給付引当金	52	17	0	7	62
役員退職慰労引当金	24	8	-	1	32

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	597,076	108,531		100,000	-	605,607
合 計	2,797,076	108,531	-	100,000	-	2,805,607

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	6,996	-	6,996	-	920,287
合 計	920,287	6,996	-	6,996	-	920,287

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2)【決算報告書】

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,427,679	23,399,615	△ 28,063	
有 価 証 券 及 び 現 金 預 け 金	773,823	922,937	149,114	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	22,857	12,391	△ 10,466	
そ の 他 資 産	7,417	7,881	464	
有 形 固 定 資 産 及 び 無 形 固 定 資 産	5,069	3,874	△ 1,194	
資 産 合 計	24,236,845	24,346,700	109,855	
債 券	19,939,513	20,013,462	73,949	
借 入 金	194,500	203,000	8,500	
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	41,460	58,073	16,613	
そ の 他 負 債	5,201	5,040	△ 160	
賞 与 引 当 金	-	58	58	
役 員 賞 与 引 当 金	-	10	10	
退 職 給 付 引 当 金	-	62	62	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	32	32	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	920,288	920,287	△0	
基 本 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	920,288	920,287	△0	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	2,821,827	2,822,777	950	
金 利 変 動 準 備 金	2,200,000	2,200,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	604,822	605,607	785	
利 差 補 て ん 積 立 金	17,005	17,169	164	
負 債 合 計	23,922,788	24,022,803	100,015	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	0	
利 益 剰 余 金	234,117	238,383	4,266	
一 般 勘 定 積 立 金	234,117	238,383	4,266	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,529	11,101	5,572	
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	57,809	57,808	△0	
純 資 産 合 計	314,057	323,896	9,839	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,236,845	24,346,700	109,855	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

（1）貸付金は、回収額が予定を上回ったことによる減

（2）有価証券及び現金預け金は、債券発行額が予定を上回った（計画を前倒しして前年度に発行した分を含む）こと等による増

（3）金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減

（4）有形固定資産及び無形固定資産は、ソフトウェアの減価償却等による減

（5）債券は、債券発行額が予定を上回った（計画を前倒しして前年度に発行した分を含む）こと等による増

（6）借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増

（7）金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増

（8）一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増

（9）評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の増

損益計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	287,815	289,727	1,912	
資 金 運 用 収 益	284,614	282,623	△ 1,990	
貸 付 金 利 息	283,900	282,112	△ 1,787	
有価証券利息及び預け金利息	0	58	58	
金利スワップ受入利息	-	258	258	
そ の 他 の 受 入 利 息	714	193	△ 520	
役 務 取 引 等 収 益	87	87	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	8	8	
そ の 他 経 常 収 益	3,113	7,008	3,895	
地方公共団体健全化基金受入額	3,100	6,996	3,896	
そ の 他 の 経 常 収 益	13	12	△0	
経 常 費 用	163,418	160,663	△ 2,754	
資 金 調 達 費 用	156,902	154,271	△ 2,630	
債 券 利 息	156,437	153,760	△ 2,676	
借 入 金 利 息	465	475	10	
金利スワップ支払利息	-	36	36	
役 務 取 引 等 費 用	285	299	14	
そ の 他 業 務 費 用	2,760	2,926	166	
営 業 経 費	3,471	3,166	△ 304	
人 件 費	923	885	△ 37	
業 務 費	1,444	1,220	△ 223	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,104	1,060	△ 43	
経 常 利 益	124,396	129,063	4,667	
特 別 利 益	105,549	105,259	△ 289	
公庫債権金利変動準備金取崩額	100,184	100,000	△ 184	
利差補てん積立金取崩額	5,364	5,259	△ 104	
特 別 損 失	208,327	208,555	228	
固 定 資 産 処 分 損	-	23	23	
金利変動準備金繰入額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	108,143	108,531	388	
国 庫 納 付 金	100,184	100,000	△ 184	
当 期 純 利 益	21,618	25,767	4,149	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

（1）貸付金利息は、金利が想定を下回ったこと等による減

（2）地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増

（3）債券利息は、金利が想定を下回ったこと等による減

(関係規程)

地方公共団体金融機構会計規程(平成 20 年 8 月 1 日地公機規程第 4 号) (抄)

(適用)

第 2 条 機構の財務及び会計の処理に関しては、地方公共団体金融機構法(平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。)、同法に基づく命令他関係法令その他機構の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規程(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(年度決算)

第 38 条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行い、決算報告書、事業報告書及び次の各号に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) 純資産変動計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 附属明細書

2 前項各号に掲げる財務諸表に関する作成責任者は、管理部長とする。

3 決算報告書の作成方法については、理事長が別に定めるところによる。

決算報告書作成基準(令和 2 年 3 月 26 日決定)

地方公共団体金融機構会計規程(平成 20 年 8 月 1 日地公機規程第 4 号。以下「会計規程」という。)第 38 条第 3 項の規定に基づき決算報告書の作成方法を次のとおり定める。

1 決算報告書

地方公共団体金融機構法(以下「法」という。)第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により総務大臣に提出するため、決算報告書を作成する。決算報告書は、予算額と決算額を併記する形式とし、別記様式により作成する。

2 記載事項

決算報告書の「予算額」の欄には法第 34 条第 1 項の規定により作成する予算の区分に従い金額を記載する。また、「決算額」の欄には法第 36 条第 1 項の規定により作成した財務諸表の科目に従い金額を記載する。ただし、下表に掲げる区分の決算額については、それぞれに定める内容の金額を記載するものとする。

(1) 貸借対照表

区分	内容
有価証券及び現金預け金	貸借対照表の「有価証券」と「現金預け金」の合計額
有形固定資産及び無形固定資産	貸借対照表の「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計額

(2) 損益計算書

区分	内容
貸付金利息	長期貸付金利息、短期貸付金利息及びその他の貸付金利息の合計額
有価証券利息及び預け金利息	長期国債利息、短期国債利息、地方債利息、譲渡性預金利息、政府保証債利息、その他の証券利息、普通預金利息、定期預金利息及び外貨預金利息の合計額
金利スワップ受入利息	金利スワップに係る受入利息
その他の受入利息	「貸付金利息」、「有価証券利息及び預け金利息」及び「金利スワップ受入利息」以外に受け入れた利息の合計額
債券利息	国内債券利息及び国外債券利息の合計額
借入金利息	長期借入金利息、短期借入金利息及びその他の借入金利息の合計額
金利スワップ支払利息	金利スワップに係る支払利息
その他の支払利息	「債券利息」、「借入金利息」及び「金利スワップ支払利息」以外に支払った利息の合計額
人件費	役員給、職員給料、職員諸手当及び法定福利費の合計額
業務費	損益計算書の「営業経費」から「人件費」及び「その他の営業経費」を差し引いた額
その他の営業経費	租税公課、賠償償還及び払戻金、減価償却費及び退職給付費用の合計額

3 注記事項

別記様式には、当基準に準拠して作成している旨を記載すること。

また、予算額と決算額の差額が 10 億円以上の区分については、その理由を記載すること。

附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

別記様式(略)

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（令和２年３月３１日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 557,437 百万円です。
その他資産	未収収益 7,771 百万円（未収貸付金利息 7,760 百万円その他）、その他の資産 109 百万円（差入保証金 107 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債	未払費用 4,855 百万円（未払債券利息 4,781 百万円その他）、その他の負債 172 百万円（未払金 172 百万円その他）その他です。
-------	--

(4) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しています。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和2年5月21日

地方公共団体金融機構

理事長 瀧野 欣 彌 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅田 裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤 賢司 ㊞
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<決算報告書監査>

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 29 条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和 2 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和 2 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上